▼▼▼ 交通ルールをしっかり守ろう！ ▼▼▼

下の絵のように信号を守る、道路に飛び出さないといった基本的なルールをしっかり守りましょう。

道路には飛び出さない
信号は必ず守ろうね

青信号でも車が自分に
気づいているか
確かめてから渡ろうね

横断禁止場所は絶対に
横断しないでね

歩道を走るときは歩行者
優先、歩いている人に
迷惑をかけないでね

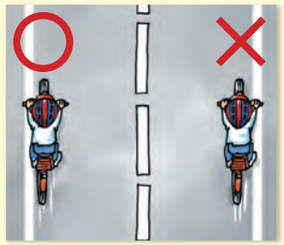

自転車で車道を走る
ときは車道の左側を
走ろうね

自転車は『止まれ』の標識の
ある場所は、必ず止まって
安全を確認しようね

自転車の2人乗りは
やめようね

暗くなる前に自転車の
ライトをつけようね

自転車に乗る時は、
ヘルメットをかぶろうね

交通ルールを守らないと大変危険なだけでなく、私たちがルールを守っても、残念なことに車や自転車など相手がルールを守らず、事故につながることがあります。外出するときは、歩道など本来安全であるべき場所であっても、猛スピードの車や、ながらスマホの自転車がいないかなど、常にまわりの状況に注意を払いましょう。

「安全・安心の街に」YC 読売センターは地域の防犯活動を推進しています

こども110番

YCは「こども110番の店」
として活動しています

不審者注意

配達・集金の際、
不審者に注意します

防犯情報発信

警察署の協力を得て
防犯チラシ等を配布します

見守り活動

配達・集金とは別に
町内を見守ります

学校や地域でのセーフティ教室
開催のお手伝い

YC あなたの街の読売センターからお届けしています

読売KODOMO新聞（よみうりこどもしんぶん）

- 毎週木曜日発行
- タブロイド判／20ページ／オールカラー
- 特別協力／小学館
- 協力／四谷大塚

詳しくはホームページで ≫ 読売KODOMO新聞 ≫ 検索

ぼうはん日本 検索

ぼうはん日本キャラクター
ポーケンくん

発行／全国読売防犯協力会
〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1
読売新聞東京本社販売局 販売企画調査部内
TEL.03-3216-9024
1906/2372M

安心な暮らし、安全な街づくりは地域の防犯意識から

子どもを守る安全対策

・・・自分の身は自分で守ろう・・・

発行／全国読売防犯協力会
協力／警察庁、警視庁、立正大学教授（犯罪学）小宮信夫　後援／日本PTA全国協議会

こんな場所に気をつけよう！ Q クイズ

下のような場所は、通学路などでよく見かけます。
どのような点に注意が必要でしょうか？ 答えは次ページ▶▶▶

1

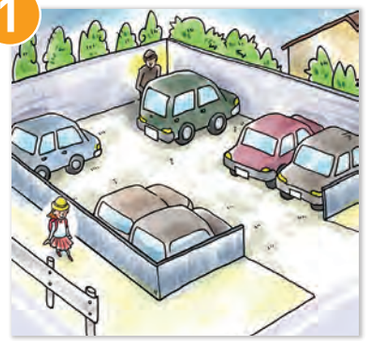

2

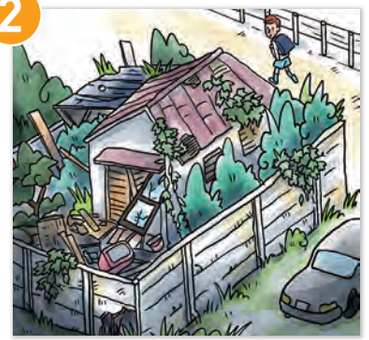

3

4

5

6

▼▼▼ こんなことにも気をつけよう！ ▼▼▼

あそびに行くときは、
だれとどこに行くのか、
何時に帰るのか、家の人に
言ってから出かけてね

階段、踊り場、屋上では
ひとりで遊ばないでね

エレベーターでは、
すぐにボタンが押せる
ところに乗ってね

家のカギをあけるときには、
まわりに知らない人が
いないかよく見てね

YC 読売センター（読売新聞販売店）は地域の防犯活動に取り組んでいます

こんな場所に気をつけよう！ A こたえ

危ない場所は、だれでも**入りやすい**場所で**見えにくい**場所です。

1 管理人のいない駐車場、駐輪場

待ち伏せされたり連れ込まれたりしても、目撃されにくい

2 空き家（工事現場、神社）

カギがかかっていないとだれでも入りやすい中に入ったら見えにくい

3 男女同じ入り口のトイレ

男性が女性のすぐ後ろをついてきても不審に思われない

※男性が女性の場所に入りやすいから危険です

4 管理の悪い公園

地域の関心がなく、心理的に見えにくいので犯行が発覚しにくい

5 高いへいや植木がつづく道

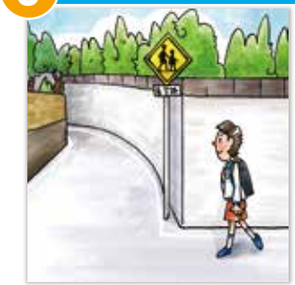

歩いている姿がまわりから見えにくい

6 エレベーター

まわりをよく見て乗らないと、知らない人と2人きりになる

あぶない目にあわないように 保護者の方も **いかのおすし** を覚えてね！

こんな時は「いかのおすし」を思い出して行動しよう！

ついて**いか**ない

1ワンポイント 知らない人に声をかけられたら、「大人の腕2本分」以上離れましょう。（距離が近いと、手を出されたり力ずくで連れ去られたりするかもしれません）

車に**の**らない

1ワンポイント ガードレールがある場合、必ず歩道側を歩きましょう。（ガードレールの外側にいると、容易に車で連れ去られてしまいます）

危険な目にあいそうになったら**お**おごえを出す

1ワンポイント 怖くて大声が出せないこともあります。防犯ブザーや防犯ホイッスルを常に持ち歩き、助けを求めましょう。

こわいなと思ったら**す**ぐ逃げる

1ワンポイント 近くの家やお店、交番などに迷わずかけこみ、助けを求めましょう。

何かあったらすぐ**し**らせる

1ワンポイント すぐに知らせることが大切です。親や先生でなくても、近くにいる大人に知らせましょう。

「万引き」はどろぼう!まさに犯罪!

- 万引きは犯罪です。窃盗罪（刑法235条）で、「10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。」と定められています。
- 「見つかったらお金を払えば大丈夫」「あやまればお店の人はゆるしてくれる」などと安易に考えてはいけません。盗んだことに変わりありません。
- 直接万引きをしなくても、以下の行為も犯罪になります。
  - ▸万引きをすすめる・たのむ・やらせる
  - ▸万引きを手助けする（見張りなど）
  - ▸万引きした商品をもらう
  - ▸万引きした商品を買いとる
- お店では、商品を売って生計を立てています。その商品がなくなるということは深刻な問題です。万引き被害が多いため閉店してしまうお店もあります。

いじめは“しない”“させない”“見逃さない”

- あなたが相手に何かすることによって、相手が「嫌だな」と思うことがいじめに該当します。
- いじめは絶対許されない人権侵害です。
- 「いじめられる人にも原因がある」なんてことはありません。いじめる人が悪いのです。
- 「いじめていると思わなかった」といっている君。相手が「イヤだ」「つらい」「悲しい」など心身の苦痛を感じていたら、それはいじめです。

■ ネットいじめはしない

- ネットに悪口を書くこともいじめになります。
- グループで仲間はずれにする、無視することもいじめです。
- 人の悪口を書き込んだり、個人情報（名前、住所、電話番号など）、写真や動画を勝手に公開したりしてはいけません。
- ネットに流れた情報は完全に消すことはできません。
- 自分がされて嫌なことは、相手にもしてはいけません。

■ いじめに悩んでいるあなたへ

- ひとりで悩まず、がまんしないで、勇気を持って家の人や先生に相談しましょう。

【児童虐待】

児童虐待は、本来児童を守るべきはずの保護者等から虐待を受けることにより、身体や心などに、深刻な傷などを負ってしまう重大な問題です。
虐待を受けた児童は、だんだんと良好な人間関係がもてなくなり、社会参加がしにくくなるおそれがあります。地域ぐるみで連携をはかりつつ、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護につとめましょう。

■ 子どものSOSを見逃さないで!

- 子どもに不自然なケガやアザがある
- 子どもの身体や衣服が汚れている（不衛生）
- 季節にそぐわない服装をしている
- 隣近所で昼夜を問わず保護者のどなり声や子どもの泣き声が聞こえる

▼▼児童虐待は社会全体で解決すべき問題です▼▼

児童相談所 全国共通ダイヤル	虐待かもと思ったらこちら お近くの児童相談所につながります。	»» 189 ※一部のIP電話はつながりませんのでご注意ください
警察への相談	警察への相談はこちら 各都道府県の警察総合窓口につながります。 ※緊急の場合は 110番	»» #9110 ※ダイヤル回線や一部のIP電話はつながりませんのでご注意ください